

毎週 月・水・金曜日発行



# 熊本県公報

## 目 次

- 規 則
  - 栄養士法施行細則の一部を改正する規則 (健康増進課) 一
  - 熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則 (県民生活総室) 四
  - 熊本県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (農業団体金融課) 四

## 規 則

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年一月三十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県規則第一号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則(昭和三十年熊本県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「栄養士法施行令(昭和二十八年政令第二百三十一号。以下「施行令」といふ。)(及び栄養士法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二号。以下「施行規則」といふ。)(及び栄養士法施行令(昭和二十八年政令第二百三十一号。以下「施行令」といふ。)(」に改める。

第二条第一項中、「施行令第二条の三から第二条の六まで及び第二条の八の規定並びに施行規則第一条及び第三条から第五条まで」を「施行令第一条、第三条から第六条まで及び第八条」に、「同条第二項中、「第三条」を「第九条」に、「第五条第二項」を「第十二条第

二項」に、「第五条の二から第五条の四まで」を「第十二条から第十五条まで」に改める。  
 第二条から第六条までを次のように改める。

(免許申請書の様式)

第三条 施行令第一条第一項の申請書は、別記第一号様式とする。

(名簿訂正申請書及び免許証書換え交付申請書の様式)

第四条 施行令第三条第一項の規定による栄養士名簿の訂正又は第五条第一項の規定による免許証の書換え交付の申請は、別記第二号様式により行うものとする。

(免許証再交付申請書の様式)

第五条 施行令第六条第一項の規定による免許証の再交付の申請は、別記第三号様式により行うものとする。

(登録抹消申請書の様式)

第六条 施行令第四条第一項又は第三項の規定による栄養士名簿の登録抹消の申請は、別記第四号様式により行うものとする。

別記第一号様式から別記第四号様式までを次のように改める。

別記第1号様式 (第3条関係)

栄 養 士 免 許 申 請 書	
<p>栄養士の免許を受けたいので、栄養士法施行令第1条第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。</p> <p>1 罰金以上の刑に処せられたことの有無。(有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日) 有・無 _____</p> <p>2 栄養士法第1条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。(有の場合、違反の事実及び年月日) 有・無 _____</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都 道 府 県</p> <p style="text-align: right;">本籍地(国籍) _____</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">フリガナ _____</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____</p> <p style="text-align: right;">生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p style="text-align: right;">印 _____</p> <p style="text-align: right;">熊本県知事 様</p>	
添付書類	<p>1 栄養士養成施設の卒業証明書(卒業証書写し)及び単位修得証明書又は栄養士試験合格証明書(合格証書写し)</p> <p>2 戸籍謄本若しくは戸籍抄本若しくは住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限り。)又は外国人登録証明書の写し</p>
<p>(備考) 1 該当する項目を○で囲んでください。 2 申請人欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。</p>	

別記第2号様式 (第4条関係)

栄 養 士 名 簿 訂 正 申 請 書			
栄 養 士 免 許 証 書 換 え 交 付		申 請 書	
旧登録年月日及び番号	年 月 日 第 号	本籍(国籍) 氏 名	を変更したので、氏 名 簿 訂 正 免 許 証 の 書 換 え 交 付
本籍(国籍)	都 道 府 県	住 所	栄養士法施行令第3条第1項(第5条第1項)の規定により関係書類を添えて申請します。
フリガナ	都 道 府 県	氏 名	年 月 日
新	都 道 府 県	住 所	年 月 日
フリガナ	都 道 府 県	氏 名	年 月 日
生年月日	年 月 日	印	熊本県知事 様
変更の理由	変更年月日	年 月 日	年 月 日

- (備考) 1 戸籍謄本又は戸籍抄本及び旧免許証を添付してください。
- 2 該当する項目を○で囲んでください。
- 3 申請人欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第3号様式 (第5条関係)

登録年月日及び番号		年	月	日	第	号
<b>栄養士免許証再交付申請書</b>						
本籍(国)	都 道 府 県	栄養士免許証の再交付を受				
住所		けたいので、栄養士法施行令				
フリガナ		第6条第1項の規定により申				
氏名	印	請します。				
生年月日	年 月 日	年	月	日		
再交付申請の理由		熊本県知事 様				
免許証亡失(き損)年月日	年 月 日					

(備考) 1 免許証を破損、又は汚した場合、その免許証を添付してください。  
 2 申請人欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第4号様式 (第6条関係)

栄養士名簿登録抹消申請書			
抹消申請の理由		名簿の登録を抹消したいので、栄養士法施行令第4条第1項(第3項)の規定により免許証を添えて申請します。	
住所		年	月 日
氏名		熊本県知事 様	
生年月日	年 月 日生	申請人	
登録番号	第 号	住所	
登録年月日	年 月 日	氏名	
		本人との続柄	

(備考) 申請人欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

連絡先の  
電話番号 \_\_\_\_\_

## 附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年一月三十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県規則第二号

熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県少年保護育成条例施行規則（昭和四十六年規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の二から第七条の七を削る。

第八条第一項を次のように改める。

条例第十九条第一項の規定による職員の指定は、次に掲げる者のうちから行うものとする。

- 一 環境生活部の少年育成事務を担当する職員
  - 二 地域振興局の少年育成事務を担当する職員
  - 三 前二号に掲げる者以外の者で知事が特に必要と認めるもの
- 別表を削る。
- 別記第八号様式の二から第八号様式の十三までを削る。

## 附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年一月三十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県規則第三号

熊本県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

熊本県農業協同組合法施行細則（昭和三十一年熊本県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（定款変更届出）

第四条の二 法第四十四条第四項の規定による組合の定款変更の届出は、別記第三号様式

の二による届出書により行うものとする。

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更の理由書

二 新旧条文の対照表

三 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

第六条第一項中「別記第五号様式」を「別記第五号様式（合併により組合を設立する場合は、別記第五号様式の二）」に改める。

第六条第二項第四号中「各組合の」を「合併を議決した」に改める。

第六条第二項第五号中「各組合の」を「法第六十五条第四項において準用する法第四十九条第一項の規定により作成した」に改める。

第六条第二項第六号中「法第四十九条第二項」を「法第六十五条第四項において準用する法第四十九条第二項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七 その他知事が必要と認める書類

第六条第三項第一号を次のように改める。

一 設立委員の経歴概要調書及び設立委員会の議事録の謄本

第六条第三項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号を第三号とする。

第八条の次に次の一条を加える。

（信用事業規程変更届出）

第八条の二 法第十一条第四項の規定による信用事業規程の変更の届出は、別記第七号様式の二による届出書により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更の理由書

二 新旧条文の対照表

第十八条の見出し中「信用事業」を「信用事業の全部」に改める。

第十八条第一項中「第五項」を「第七項」に、「信用事業」を「信用事業の全部」に、「別記第十七号様式」を「別記第十七号様式の二」に改め、同条を第十八条の二とし、第十七条の次に次の一条を加える。

（信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可）

第十八条 法第五十条の二第三項の規定による信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可を受けようとする者は、別記第十七号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

第十九条第一項中「法第五十条の二第五項」を「法第五十条の二第七項」に改める。  
第三十条の次に次の一条を加える。

(出資農事組合法人の組織変更の届出)

第三十一条 法第七十三条の十二の規定による組織変更の届出は、別記第二十六号様式による届出書により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 組織変更後の登記簿謄本
- 二 総会の議事録の謄本

別記第三号様式の次に次の一様式を加える。

別記第 3 号様式の 2

<p style="text-align: center;">農業協同組合 (連合会) 定款変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本県知事 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 届出者 名称 代表者氏名</p> <p>年 月 日の総会 (総代会) において定款変更の決議をしたので、下記の書類を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 変更の理由書</li> <li>2 新旧条文の対照表</li> <li>3 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本</li> </ol>	
--	--

(備考) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

(日本工業規格 A 4)